

2019年度 病院医学教育研究助成成果報告書

報告書提出年月日	2020年3月27日
研究・研修課題名	院内がん登録実務中級認定更新試験
研究・研修組織名(所属)	院内がん登録委員会 島根大学医学部附属病院
研究・研修責任者名(所属)	鈴宮 淳司 (先端がん治療センター長)
研究・研修実施者名(所属)	中林 愛恵 (医療サービス課)

成果区分	<input type="checkbox"/> 学会発表 <input type="checkbox"/> 論文掲載 <input type="checkbox"/> 資格取得 <input checked="" type="checkbox"/> 認定更新 <input type="checkbox"/> 試験合格 <input type="checkbox"/> 単位取得 <input type="checkbox"/> その他の成果()
該当者名(所属)	中林 愛恵 (医療サービス課)
学会名(会期・場所)、認定名等	院内がん登録実務中級認定
演題名・認証交付元等	国立がん研究センター
取得日・認定期間等	2019.12.1~2024.3.31
診療報酬加算の有無	<input type="checkbox"/> 加算有() <input checked="" type="checkbox"/> 加算無

目的及び方法、成果の内容①目的

本院は、都道府県がん診療拠点病院の指定を受けており、専従の院内がん登録中級認定者を配置し、標準登録様式に基づく院内がん登録の集計結果等を国立がん研究センター情報提供することが拠点病院整備指針の指定要件に明記されています。国立がん研究センターの中級認定を維持するためには、4年に1度、がん登録実務中級認定者研修を受講した上で、中級の認定更新試験を受け合格することが必要であり、今年度は更新試験の受験が必要です。

がん登録実務中級認定者研修は、今年度 SEER2018 などをメインテーマにしています。SEER2018 とは多重がん判定のためのルールです。同じ患者に複数のがんが発生した場合に、判定ルールに従って同じがんとみなして1つ登録するのか、異なるがんとみなして複数登録するのかを、2018年症例から SEER2018 にしたがって判定することになっています。登録する個数が異なっては施設間比較ができませんので、SEER2018 ルールを理解し、周知していくことは重要なことです。

②方法

①がん登録実務中級認定者研修会を受講します。

【主催】国立研究開発法人国立がん研究センター がん対策情報センター

【対象】院内がん登録実務中級認定者

【日時】2019年8月8日(木)

【場所】国立がん研究センター

②院内がん登録実務中級認定者認定更新試験を受験します。

【主催】国立研究開発法人国立がん研究センター がん対策情報センター

【対象】がん登録実務中級認定者で更新試験と同年度内に開催されるがん登録実務中級認定者研修を受講した者

【日時】2019年11月8日(金)

【場所】会場型コンピュータ試験(CBT)(開催地:松江市)

【受験料】5,400円(税込)

③成 果

本研修会と更新試験を受験し院内がん登録中級認定更新ができたことで、都道府県がん診療拠点病院の指定要件を満たすことができました。また、本研修会を受講したおかげで、院内がん登録の精度が向上し、今年度も国立がん研究センターへ 1660 件の登録データを提出することができました。

研修会では 2018 年診断症例から適用された SEER2018 多重がん判定ルールや、院内がん登録 SNS で質問が多い神経内分泌腫瘍についての講義がありました。本院は県内の院内がん登録実施病院を含むがん登録実務者を対象に実務担当者研究会や島根県がん登録研修会の企画・運営に関わっていますので、本研修会を受講したおかげで県内病院の実務者からの質問などに対応することができました。

また、がん登録のセキュリティのポイントや全国がん登録から提供された予後情報の取扱いの最新情報について次のように提供があったため、島根県ネットワーク協議会がん登録部会や島根大学医学部附属病院がん診療運営委員会で報告を行いました。

●院内がん登録・セキュリティのポイント

厚生労働大臣による院内がん登録実施指針で定められたセキュリティのポイントは次にあげられる。

- ・院内がん情報のシステム運用責任者を定める
- ・院内がん情報の担当者（システム管理者を含む）を限定する。
- ・院内がん登録システムへのアクセスは、個々の担当者ごとに認証情報を設定したうえで、アクセス制限、記録（ログ）、点検などの頻度・手順を運用管理規定で定める。
- ・院内がん登録システムからデータを抽出する場所は、原則として許可された者のみが入出可能な区域とし、一時的な来訪者については、日時・氏名・所属など入退の記録管理を行う。
- ・院内がん情報の管理を委託する時には、契約上、安全管理に関する条文を含める。
- ・院内がん情報の担当者は、個人情報保護に関する教育訓練を定期的に受ける。
- ・院内がん情報の個票情報が含まれる情報機器は原則として所定の位置より移動・持ち出しをさせないこととし、また移動・持ち出しについてはその手順や管理方法を運用管理規定で定める。
- ・運用管理規定については、院内がん情報を扱う機器に関しては、機器・装置・情報媒体等の盗難や紛失防止も含めた物理的な保護及び措置についても定め遵守する。

（質疑応答）個人情報保護に関する教育訓練は、各施設で全職員向けに行われているもので差支えないか？

差支えない。

●全国がん登録から提供された予後情報の取扱い

全国がん登録から提供された予後情報をカルテや他のデータベースへの転記・転用はせず、利用期間終了後は削除するよう取り扱うよう留意し、他の施設にも説明する必要がある。

厚生科学審議会がん登録部会 2018 年 6 月 28 日資料 1 P9 より

病院等におけるがん登録法第 20 条に基づき受領した情報の取扱いについて、がん登録法第 20 条に基づき提供された院内がん登録データベースに保存された都道府県がん情報（生存確認情報等）は、病院等において

- ・院内がん登録データベースへ保存し、当該病院の診療情報と区別できるようにすること。
- ・カルテに転記しないこと。
- ・他のデータベース等への転用はしないこと。
- ・前述の院内がん情報の活用にはのみ利用すること。

等の取扱いとする。